

平成 21 年 9 月 18 日

大臣会見に関する基本的な方針について

外 務 省

- 1 . 外務大臣は、原則として毎週 2 回、外務省内で定例記者会見を開催する。国会開会中は、これを国会内での「ぶら下がり会見」に替えることがあるが、その場合であっても、週 1 回は省内での会見を行う。
- 2 . 大臣会見は、外務省記者会（「霞クラブ」）所属メディアに限らず、原則として、すべてのメディアに開放する。
- 3 . 上記 2 . にいうメディアとは、以下の者をいう。
 - 1) 日本新聞協会会員
 - 2) 日本民間放送連盟会員
 - 3) 日本雑誌協会会員
 - 4) 日本インターネット報道協会会員
 - 5) 日本外国特派員協会（FCCJ）会員及び外国記者登録証保持者
 - 6) 上記メディアが発行する媒体に定期的に記事等を提供する者（いわゆるフリーランス）
- 4 . 大臣会見に参加するメディアは、所定の手続きにより、事前に登録を行う。

以 上